

○津山圏域資源循環施設組合職員の給与に関する条例

平成27年2月20日

津山圏域資源循環施設組合条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項の規定に基づき、津山圏域資源循環施設組合職員定数条例（平成21年津山圏域資源循環施設組合条例第3号）第2条に定める職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与)

第2条 職員の給与については、津山市職員の給与に関する条例（昭和27年津山市条例第13号）を準用する。

2 前項の規定にかかわらず、津山圏域資源循環施設組合同規約（平成21年岡山県指令市第1号）第2条の市町から組合に派遣された職員には、当該職員の派遣をした市町の定める給与に関する条例（当該条例の規定に基づき定められた規則及び規程を含む。）によるものとする。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。